



2025年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代 表 者 名 代表取締役社長 下代 博
(コード: 6383 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 専務執行役員 CHRO
田久保 秀明
電 話 番 号 06-6472-1261 (代)

業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年6月24日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただき（以下、「原決議」といいます。）導入している業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）について一部改定すること（以下、「本制度改定」といいます。）を決議いたしました。本制度改定に関する議案を2025年3月28日開催の第109回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）が従来以上に企業価値向上に向けて取り組むこと及び2024年6月21日開催の第108回定時株主総会決議に基づき、当社の決算期（事業年度の末日）が3月31日から12月31日に変更されたことに伴う変更を目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を改定することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度改定の概要

（1）対象期間の変更

2024年6月21日開催の第108回定時株主総会の決議に基づき、当社の決算期（事業年度の末日）が3月31日から12月31日に変更されたことに伴い、本制度の対象期間を変更するものであります。

（2）取締役の金銭による報酬等の総額との関係

原決議では、本制度に係る報酬等の額を2006年6月29日開催の第90回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額（年額700百万円以内。ただし使用人分給与は含み

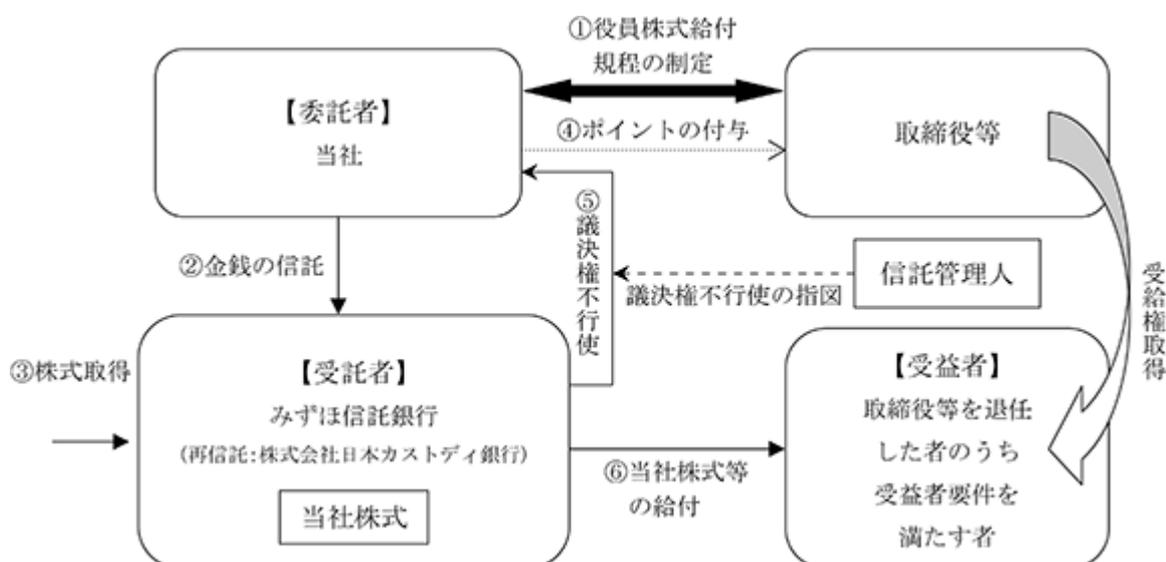
ません。以下、「金銭報酬枠」といいます。)の内枠としてご承認いただいておりますが、企業価値向上に向けた中期経営計画の達成、株価の変動が取締役等の報酬額に与える影響、取締役等の員数の増加、役位変更の可能性等に鑑み、本制度に係る報酬等の額を金銭報酬枠とは別枠として取り扱うことに変更するものであります。

3. 本制度改定後の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2016年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2025年12月末日で終了する事業年度から2027年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続いたします。なお、当社は、原決議に基づき、信託期間開始時に、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度を対象として当社の取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資を本信託に拠出して本信託を設定しており、その後、2019年11月及び2023年11月に本信託に金銭を追加拠出しております。本信託は、本株主総会で本制度の改定をご承認いただくことを条件として、改定後の本制度に基づく信託として存続するものいたします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、各対象期間当たり140,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は420,000株となります（当社は2023年4月1日を効力発生日として当社普通株式を1株につき3株の割合をもって分割しております。）。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度における役位及び会社の業績達成度等に応じて諮問委員会で審議し

当社取締役会にてポイントが事業年度ごとに付与されます。加えて、当社が定めた中期経営計画の最終事業年度には、中期経営計画における経営目標値の達成状況に応じて、諮問委員会で審議し当社取締役会にてポイントが付与されます。取締役等に付与される各対象期間当たりのポイント数の合計は、140,000ポイント（うち取締役分として80,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式3株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役に付与される各対象期間当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数2,400個の発行済株式総数に係る議決権数3,679,727個（2024年12月31日現在）に対する割合は約0.07%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2016年8月26日
- ⑧金銭を信託した日 : 2016年8月26日
- ⑨信託の期間 : 2016年8月26日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上